

介護保険住宅改修について

1. 住宅改修にかかる前に・・・

介護保険で住宅改修する場合は、「要支援」または「要介護」の認定を受けている必要があります。改修する前に必ず居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）に相談してください。また、高齢者の住宅改修の知識を持ち、柔軟に対応してくれる住宅改修事業者へ依頼しましょう！

※住宅改修費については、償還払いか受領委任払いのどちらかとなります。住宅改修事業者と相談して、決めてください。

※住宅の所有者が被保険者ではない場合、承諾書の提出が必要となります。承諾書の承認に時間がかかる場合もございますので、余裕をもって取得ください。

※要介護（支援）認定申請中に住宅改修が必要な場合、特例措置として、事前申請を受け付け審査を行います。その後、認定審査会で「非該当」と判定された場合、全額自己負担となりますので、ご了承ください。

2. 改修内容が決まったら・・・

必ず事前申請しなければなりません。

改修にかかる前に下記の書類をそろえて、介護保険係窓口（2階⑧番）へ事前申請にお越しください。

- （1）介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（事前申請）→介護保険係に用意しています。
- （2）住宅改修が必要な理由書→ケアマネージャーや住宅改修についての相談に専門的な知識と経験のある者が作成するもので、住宅改修が必要と認められる理由が記載されているものに限りします。
- （3）図面（改修後の予定の状態がわかるもの）
- （4）工事費見積書（工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもので、宛名は被保険者本人とし、社判が押印されているもの）
- （5）改修前の写真（改修箇所ごとの改修前の写真で撮影日がわかるもの）
- （6）住宅所有者の承諾書（改修を行う被保険者と住宅所有者が異なる場合）

※上記の事前申請書類審査に数日いただいております。審査後、ケアマネージャーへ審査結果をお知らせいたします。書類審査中に記載漏れ、誤記が発見された場合、差し替え後に審査を再開するため、審査結果の通知が遅くなる場合がございますので、余裕をもってご申請ください。

3. 改修が完了したら・・・

改修完了後に下記の書類をそろえて、介護保険係窓口（2階⑧番）へ申請にお越してください。

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書→介護保険係に用意しています。
- (2) 領収証の原本（領収証の宛名は被保険者本人として下さい）
受領委任払いの場合、領収金額が、見積金額（税込合計金額）から公費支給額を差し引いた金額であること。
償還払いの場合、領収金額が、見積金額（税込合計金額）と同額であること。
- (3) 図面（改修後の状態がわかるもの）
- (4) 工事費内訳書（工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもので、宛名は被保険者本人として下さい）
- (5) 改修前後の写真（改修箇所ごとの改修前および改修後の写真で撮影日がわかるもの）
- (6) 受領委任払いの場合、「介護保険福祉用具購入費等及び住宅改修費等受領委任払いに係る委任状及び同意書」
償還払いの場合、被保険者の口座がわかるもの（通帳のコピー等）

4. 支給限度額は・・・

利用者一人あたり20万円まで

※改修に要した費用20万円までについて住宅改修費の支給申請をすることができ、そのうち9割が保険で支給され、自己負担は1割となります。20万円の限度内であれば、何回かに分けて改修することも可能です。20万円を超えた場合、その部分は全額自己負担となります。

※ただし、介護が必要な程度が著しく高くなった場合及び転居した場合には、例外となります。

5. 事前申請後の工事内容変更は・・・

無断で改修内容の変更を行ったと判定された場合、全額自己負担

※ただし、見積段階では予想しえなかった事情により工事内容を一部変更（軽微な修正箇所や設置位置の変更等）した場合は、改修前に介護保険係に相談の上、工事内容を変更した理由について、ケアマネージャー等により「住宅改修工事内容変更届書」を作成し、提出してください。

※住宅改修工事内容変更届書の書式は任意となります。介護保険係の指示に従い作成してください。

6. 介護保険で対象になる工事は・・・

(1) 手すりの取付け

転倒予防や移動又は移乗動作を円滑に行うために設置する手すりの取付け工事が対象となります。

(2) 段差の解消

各室間の床の段差や玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を改修するための工事が対象となります。

①スロープを設置する工事

②敷居を低くする工事

③浴室の床のかさ上げ等

(3) 床又は通路面の材料の変更

滑りの防止や移動を円滑に行うために床や通路面の材料を変更する工事が対象となります。

①居室においては畳敷から板製床材やビニル系床材等への変更

②浴室においては床材の滑りにくいものへの変更

③通路面においては滑りにくい舗装材への変更等

(4) 扉の取替え

「扉の取替え」には、次のような改修が想定されます。

①開き戸を引き戸や折り戸等へ変更

②扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等

※ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は対象外となります

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定されます。

和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えも含まれます（既存の洋式便器にこれらの機能等を付加する場合は対象外です）。

※ただし、取替え工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は対象外です

(6) その他これら(1)～(5)の各工事に付帯して必要となる工事

①手すりの取付けのための壁の下地補強

②浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事

③床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

【問い合わせ先】

〒068-0492

夕張市本町4丁目2番地

夕張市役所 保健福祉課 介護保険係

TEL 0123-52-3164

介護保険住宅改修費支給申請(事前申請)チェックシート

提出日:平成 年 月 日

被保険者番号:

確認者名

必要なもの	提出前に確認しましょう
<input type="checkbox"/> (1) 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(事前申請) (申請者等が作成) ※申請書は介護保険係窓口にあります	<input type="checkbox"/> 記載もれはありませんか <input type="checkbox"/> 押印もれはありませんか
<input type="checkbox"/> (2) 住宅改修が必要な理由書 (ケアマネージャー等が作成)	<input type="checkbox"/> 記載もれはありませんか
<input type="checkbox"/> (3) 図面(改修概要が分かるもの) (改修業者が作成)	<input type="checkbox"/> 図面に写真番号が示されていますか <input type="checkbox"/> 理由書にそった住宅改修対象の工事になっていますか
<input type="checkbox"/> (4) 工事費見積書 (改修業者が作成) ※浴室をユニットバスへ変更する場合 <input type="checkbox"/> ユニットバスメーカーが作成するユニットバスの介護保険申請用 振り分け書が添付されていますか	<input type="checkbox"/> 工事箇所、内容、規模が明記されていますか <input type="checkbox"/> 材料費、施工費等は適切に区分されていますか <input type="checkbox"/> 理由書にそった住宅改修対象の工事になっていますか <input type="checkbox"/> 宛名が被保険者本人となっていますか <input type="checkbox"/> 施行業者の社判が押印されていますか <input type="checkbox"/> 見積日が住宅改修が必要な理由書の現地確認日以後 となっていますか <input type="checkbox"/> 介護保険支給対象の税込価格がわかるように記載され ていますか
<input type="checkbox"/> (5) 住宅改修前の写真 (改修業者が作成)	<input type="checkbox"/> 写真に日付(撮影日)が入っていますか <input type="checkbox"/> 改修内容がわかりますか(油性ペンで図示する、スケ ールをあてて撮影する等工夫してください)
<input type="checkbox"/> (6) 住宅所有者の承諾書 (住宅所有者が作成) ※所有者が本人以外の場合必要となります。	<input type="checkbox"/> 記入もれはありませんか <input type="checkbox"/> 押印もれはありませんか <input type="checkbox"/> 承諾日が住宅改修費支給申請日以前となっていますか

※ 住宅改修費申請は、工事前と工事後の2回、介護保険係窓口で手続きが必要です。

※ 工事前の申請を行わずに改修を行った場合は、住宅改修費は支給されません。

※ 提出書類を確認し工事の内容が住宅改修に該当するかをケアマネージャーにお知らせします。

※ 住宅改修業者に指定はありません。担当ケアマネージャー等と相談の上改修内容を決めたのち、業者の選定にあたっては、複数の業者に見積を依頼し、比較・検討の上1社を選ぶことをおすすめします。

※ 提出後上記の内容に変更があった場合は、申請書の再提出が必要です。変更が必要になったときは、まず介護保険係にご相談ください。

【問い合わせ先】

〒068-0492

夕張市本町4丁目2番地

夕張市役所 保健福祉課 介護保険係

TEL 0123-52-3164

介護保険住宅改修費支給申請チェックシート

提出日:平成 年 月 日

被保険者番号:

確認者名

必要なもの	提出前に確認しましょう
<input type="checkbox"/> (1) 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(申請者等が作成) ※申請書は介護保険係窓口にあります	<input type="checkbox"/> 記載もれはありませんか <input type="checkbox"/> 押印もれはありませんか
<input type="checkbox"/> (2) 領収書の原本(改修業者が作成) <input type="checkbox"/> (受領委任払い) ※領収金額が、見積金額(税込合計金額)から公費支給額を差し引いた金額であること。 (償還払い) <input type="checkbox"/> ※領収金額が、見積金額(税込合計金額)と同額であること。 (生活保護受給者) <input type="checkbox"/> ※領収書は生活保護係へ提出	<input type="checkbox"/> 領収書宛名は被保険者本人となっていますか <input type="checkbox"/> 領収年月日が確認できますか <input type="checkbox"/> 施行業者の社判が押印されていますか <input type="checkbox"/> 領収金額は正しいですか。(申請者が支払った額。)
<input type="checkbox"/> (3) 図面(改修箇所が分かるもの) (改修業者が作成)	<input type="checkbox"/> 図面に写真番号が示されていますか <input type="checkbox"/> 理由書にそった住宅改修対象の工事になっていますか
<input type="checkbox"/> (4) 工事費内訳書 (改修業者が作成)	<input type="checkbox"/> 工事箇所、内容、規模が明記されていますか <input type="checkbox"/> 材料費、施工費等は適切に区分されていますか <input type="checkbox"/> 理由書にそった住宅改修対象の工事になっていますか <input type="checkbox"/> 宛名が被保険者本人となっていますか
<input type="checkbox"/> (5) 住宅改修前後の写真(改修業者が作成)	<input type="checkbox"/> 写真に日付(撮影日)が入っていますか <input type="checkbox"/> 改修前と同じアングルで撮影していますか <input type="checkbox"/> 改修状況がわかりますか <input type="checkbox"/> 改修前写真は事前申請と同じものですか
<input type="checkbox"/> (6) ① 受領委任払いに係る委任状および同意書(申請者等および改修業者が作成) ※住宅改修業者による受領委任払いの場合必要となります。 <input type="checkbox"/> 事前申請時受付済み	<input type="checkbox"/> 記入もれはありませんか <input type="checkbox"/> 押印もれはありませんか <input type="checkbox"/> 日付は領収日以前となっていますか
<input type="checkbox"/> (6) ② 振込口座の通帳コピー(申請者等が用意) ※償還払いの場合、振込口座確認のため必要となります。	<input type="checkbox"/> 申請書に記載した口座と同じものですか
<input type="checkbox"/> (7) 住宅改修工事内容変更届(ケアマネージャー等が作成) ※見積段階では予測できなかった事情で改修内容を変更する場合必要となります。	<input type="checkbox"/> 介護保険係へ相談しましたか <input type="checkbox"/> 見積段階では予測できなかった事情が記載されていますか

※ 住宅改修費申請は、工事前と工事後の2回、介護保険係窓口で手続きが必要です。

※ 工事前の申請を行わずに改修を行った場合は、住宅改修費は支給されません。

※ 事前申請時の見積りにない工事もしくは、改修内容を変更して工事を行った場合、該当部分の住宅改修費は支給されません。

ただし、見積段階では予測できなかった事情(取付箇所の強度不足など)により住宅改修内容を変更する場合は、改修前に介護保険係までご連絡下さい。

※ 支給予定日(振込):介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書受付月(毎月末締め)の翌月末頃

※ 書類不備や審査で疑義があった場合は、更に月遅れの支給となることがあります。

【問い合わせ先】

〒068-0492

夕張市本町4丁目2番地

夕張市役所 保健福祉課 介護保険係

TEL 0123-52-3164

